

令和7年度北薩地域関係人口（移住・観光）創出事業業務委託仕様書

1 業務委託の名称

北薩地域関係人口（移住・観光）創出事業業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

3 業務の目的

北薩地域においては、認知度が低い観光地が多いことから、宿泊旅行実施率が高い、10代から20代の男女をターゲットとし、「観光・食・住」についてPR動画を作成し、SNSやイベント等を通じて発信することにより、県内外への北薩地域の認知度向上や誘客促進を図る。

※ 北薩地域：阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町

4 業務内容

(1) 企画・撮影・制作等

ア 北薩地域の「観光・食・住」の魅力を効果的にPRする動画を制作すること。

イ 動画の長さは、15秒とすること。

ウ 動画の本数は、北薩地域の各市町1本以上ずつとすること。

エ 動画規格は、フルカラー，MP4（16:9，フルハイビジョン1920×1080映像）とすること。

オ ドローン撮影において法律に基づいて申請が必要になる場合は、受託者が申請すること。

カ 映像制作に当っては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可能とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。委託者が所有している映像や借用映像を使用することも可能とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。

キ BGM等の音楽素材の使用に関しては、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続き等は受託者において行うこと。

(2) 情報発信等

ア 紹介した「観光・食・住」について、予約先，購入先等も併せて発信すること。

イ ミドルインフルエンサー（1つの媒体におけるフォロワー数10万人以上100万人未満程度）を過去の実績，影響効果見込み等の観点で評価し，2人以上起用し，制作したPR動画をSNSで投稿してもらうこと。

ウ 起用したミドルインフルエンサーがPR動画を投稿する際に，北薩地域振興局のホームページ（トップページ）のURL（[鹿児島県／北薩地域振興局 \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)）を告知すること。

エ PR動画を投稿した後，起用したミドルインフルエンサーに自身のSNSのストーリーズやリポスト等により告知を3回以上行ってもらうこと。

オ 訴求対象は10代から20代の男女とすること。

力 PR発信効果について、発信媒体毎に分析の提案を行うとともに、報告を行うこと。

(3) その他

ア 次年度以降の広報活動について、事業提案を行うこと。

5 成果物

- (1) 成果物：制作した動画を収めたUSB及びDVD
- (2) 納期：令和8年3月13日（金）
- (3) 納品場所：鹿児島県北薩地域振興局総務企画課

6 著作権・特許権等

- (1) 著作権その他権利は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、委託者に対し、本業務の処理及び成果物が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）及び肖像権等の諸権利を侵害しないことを保障する。
- (3) 本業務制作物で使用する映像、写真、文章、図版等は、すべて委託者内での利用が可能なもののみ使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は、設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (6) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権等に関する一切の責任については、訴訟費用も含め、すべて受託者が負うものとする。

7 留意事項

- (1) 本業務に係る内容は、委託者と受託者との調整の中で変更することがある。これに伴う仕様書の変更等についても、協議の上決定する。
- (2) 受託者は業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、再委託という）をしないこと。
- (3) 再委託の必要性がある場合は、委託者の了承の上、行うこと。
なお、再委託の相手方は県内に事業所を有し、かつ県内に生産設備を保有する者であること。ただし、設備の機能や納期への対応等の理由により適切なものが県内にいない場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、毎月1回以上の定期報告（対面又はWEB会議）を行うこととし、必要に応じて、関係者への報告も行うこと。
- (5) 受託者は、広報業務の遂行にあたって、取材申入れ、撮影許可、肖像権等の諸権利、記事の掲載等に必要な全ての調整及び業務を実施すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報保護法に基づき、漏えい、滅失又は毀損の防止等個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じること。
- (7) 本業務の遂行にあたり、発生した事故等については、原則として、受託者が負担するものとする。
- (8) 委託者は、関係人口創出の目的で、成果物の内容を受託者の承諾なく公表することがある。
- (9) 受託者は、成果物の引渡しの日から起算して1年以内に判明した目的物契約不適合を、委託者の指定する期限までに修補するものとする。
- (10) 業務仕様書に定める内容以外の事項については、協議の上、決定する。